

事業系一般廃棄物の減量にむけて

～事業者のみなさまへ～



令和 8 年度

中津市企画市民環境部

清掃管理課

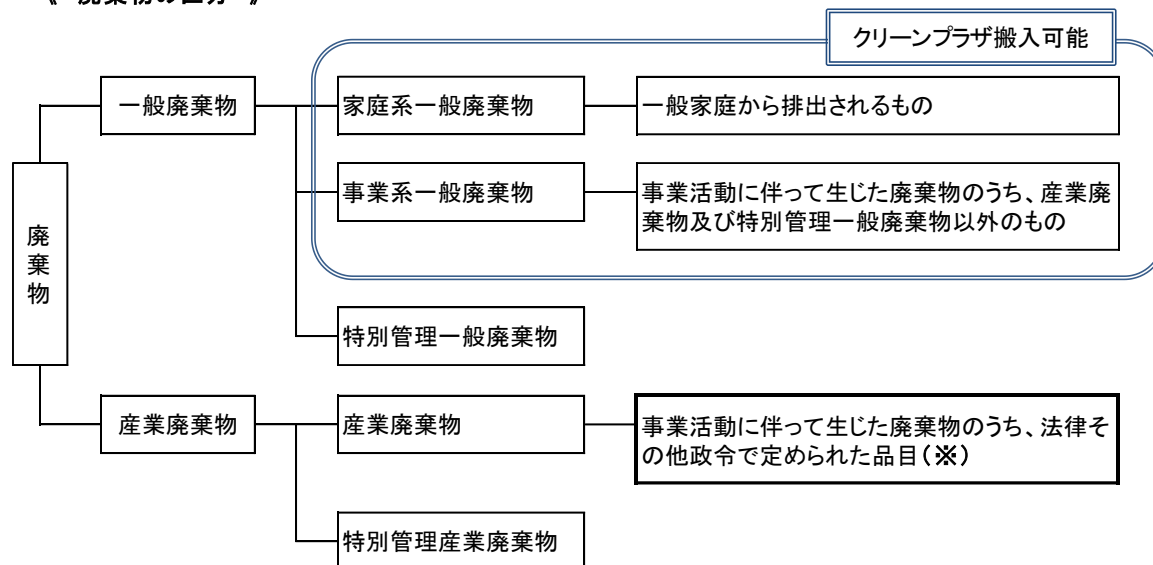
I 事業系ごみについて

1 廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けています。

わかりやすく分類すると、次のようになります。

《 廃棄物の区分 》



※産業廃棄物とは…

(あらゆる事業活動に伴うもの)

燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉋さい、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破砕等、ばいじん

(特定の事業活動に伴うもの)

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体

【例：「紙くず」、「木くず」のうち、建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）】

2 事業者の責務

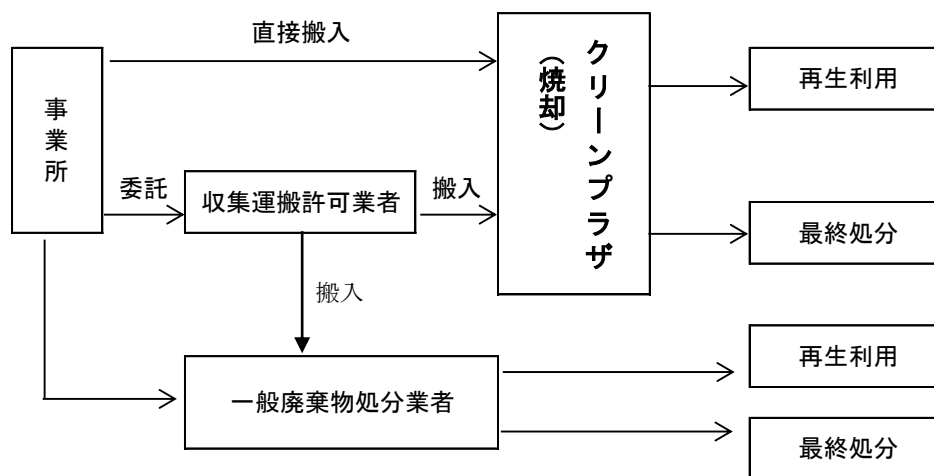
廃棄物処理法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」、「廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない」と規定されています。

さらに、中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「条例」という)第4条第2項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等によりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない」と規定されています。

つまり、事業者はその事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、減量に努めるとともに、処理責任を有しているということです。これらは、自らが処理する場合(直接清掃工場に搬入する等)のみならず、廃棄物の収集運搬業、及び処分業の許可を受けた者に委託する場合も同様です。

3 廃棄物処理の流れ

事業所から日常的に排出される事業系一般廃棄物の処理を簡単に図示すると、次のようになります。



このように、事業所から出される事業系一般廃棄物は、市の清掃工場へ直接搬入、あるいは収集運搬許可業者を通して搬入されます。搬入された廃棄物は、焼却処分するほか、資源としてリサイクルできるものは再生利用しています。また、事業所の中には、資源物を資源回収業者に直接引き取ってもらっている所もあると思われます。

しかし、古紙類を中心に、リサイクルできるものまで分別されずに清掃工場へ持ち込まれ、焼却処分されていることが見受けられます。

ごみの減量化のためには、リサイクルできるものを資源として適切に分別することが必要です。これは、事業者の皆様の御理解と御協力がなければ実現できません。

産業廃棄物や、市の清掃工場で処理できない廃棄物が生じた場合などは、処理可能な廃棄物処理業者に委託し、業者の指示に従って適切に処理するようにしてください。また、最終的にそれがどのように処理されているかということをきちんと把握することが大切です。

なお、廃棄物は性状等によっては処理できる業者が限られる場合がありますので、あらかじめ確認したうえで適正に処理してください。

4 廃棄物の収集運搬許可業者への委託

事業者が自ら清掃工場に直接搬入することができない場合は、適正に処理するため、廃棄物処理法に基づき市から許可を受けた業者に処理(収集運搬・処分)を委託してください。

(1) 中津市一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者に委託する

一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、中津市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。一般廃棄物の収集運搬を業として行う場合には、市の許可が必要となっています。無許可業者に収集運搬を委託すると、廃棄物処理法違反になりますのでご注意ください。

現在、中津市において一般廃棄物の収集運搬の許可を受けている業者は、次頁の 23 業者です。

なお、産業廃棄物を委託する際は、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があります。

【中津市一般廃棄物収集運搬許可業者】

令和8年4月1日現在

業 者 名	所 在 地	電話番号	業 者 名	所 在 地	電話番号
(有)恵上商店	中津市大字福島 1617-1	32-8116	(有)豊洋	中津市大字上池永 137-5	24-7341
平山産業(株)	中津市三光下秣 310-1	43-5530	(有)古梶組	中津市大字大悟法 796-6	32-5801
(株)松山商会	中津市 1572(古博多町)	22-2878	栄大プラントサービス(株)	中津市大字万田 18-4	22-2805
(有)エス・イー・サービス	中津市大字上池永 682-6	23-3090	(株)ハタベコンビニエントサービス	中津市大字定留 2116-3	33-7091
(有)宇佐興産	宇佐市大字四日市 1021-1	0978-32-0065	(株)エス・クリーンアップ	中津市三光諫山 1286-2	27-7755
中津ゆうび(有)	中津市大字植野 906-1	32-9455	久恒金属	中津市大字上宮永 41-5	25-1967
(株)環境整備産業	中津市大字永添 2646-11	22-5446	田島商店	築上郡吉富町大字広津 256-3	23-0762
(公社)中津市シルバー人材センター	中津市大字蛸瀬 1366-3	24-4567	(有)下毛浄化槽管理センター	中津市耶馬溪町大字中畑 306	54-2576
共栄九州(株)	宇佐市大字西大堀 840-1	0978-38-4151	(有)寿浄化槽センター	中津市大字永添 1150-1	24-0755
築上金属(有)	中津市丸山町 30-1	24-5402	(株)プロメンテ九州	中津市豊田町 4-7	53-9199
友松産業(有)	中津市大字定留 816-1	32-3440	(有)アドバンテージ物流サービス	中津市大字宮夫 182	26-0789
(株)中津急行	中津市大字田尻崎 7-1	32-5555	順不同		

(2) ごみの内容をよく把握する

ごみの量や種類等の内容を把握することは、適正な収集運搬契約を締結するうえでだけでなく、減量化や資源化の目標を立てるうえでも欠かせません。事業者の皆様においても、廃棄物管理責任者のもと、ごみの排出年月日や量、種類等の記録管理に努めてください。

(3) 業者任せにしない

許可業者がごみを収集する際に立ち会いをする等、業者任せにせず、実際にどのように処理されているかの把握に努めてください。

Ⅱ 事業系一般廃棄物減量計画書について

1 減量計画書とは

(1) 目的

市では、条例第4条第3項において、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成及びその提出を指示することができるとされています。

これは、減量に関する計画書を作成することで、廃棄物処理法第3条の事業者の責務（1ページ参照）であるごみの減量の推進を図るものです。

(2) 対象事業者

この規定の対象となるのは、次の①～③に該当する事業者です。

① 特定建築物を所有する事業者（条例施行規則第4条第1項第1号）

⇒建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の所有者が対象となります。

② 大規模小売店舗（条例施行規則第4条第1項第2号）

⇒大規模小売店舗立地法第2条に規定する大規模小売店舗が対象となります。

③その他、市長が必要と認める事業者（条例施行規則第4条第1項第3号）

(3) 事業者の責務

対象事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、過剰包装、使い捨て容器使用の自粛に努めるとともに、使用後再生可能な容器等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めてください。

(4) 指導及び助言

市では、提出された減量計画書の内容に無理がないか、リサイクルに積極的に取り組んでいるか等について審査します。

さらに、個別に各事業所を訪問し、分別状況、リサイクルへの取り組み状況、保管場所の確保等について、計画内容との整合性や実効性を実地にて検査し、助言及び指導を行うことがあります。各事業所を訪問する際は、事前に連絡して伺いますので、必ず廃棄物管理責任者の方の立会いをお願いします。

※別紙「立入検査チェック表」に基づく

(5) 改善勧告及び公表

前記の指導等を行った結果、事業者としての取り組みが著しく不十分であると判断される場合は、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を取るべき旨を勧告し、なお正当な理由なくその勧告に従わなかった場合には、事務所名や建築物の名称等を公表することがあります。

2 提出書類記入要領

(1) 一般廃棄物管理責任者選任（変更）届

・ 責務

条例第4条第3項の規定により、事業活動に伴って多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者は、減量計画書を作成するほか、建築物内から排出されるごみの減量化、資源化に努めることとされています。また、条例施行規則第4条第2項の規定により、これに該当する事業者は、一般廃棄物の抑制及びその適正な処理の推進に関する業務を担当させるため、建築物ごとに一般廃棄物管理責任者を1名選任する必要があります。

・ 選任

建築物内の全ての就業者に対して指導していく必要があるため、建築物全体について、廃棄物の管理権限を与えられている方（常勤の方）を選任してください。

・ 提出期限

- ① 令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）における管理責任者について、選任（変更）届により届け出てください。
- ② 選任後、人事異動等に伴って管理責任者が変更になった場合は、変更内容を記載し、速やかに届け出てください。

・ 管理責任者が担当する事務

管理責任者は、減量計画書の作成のほか、次のことを実行してください。

- ① 建築物内から排出されるごみや資源の種類、量、処理方法を把握し、またその記録管理をすること。
- ② ごみの減量化、資源化を積極的に進めるため、独自に減量化、資源化の目標値を設定すること。
- ③ 建築物内の就業者等に対して、減量化や資源化についての啓発を行うこと。
- ④ ごみの減量化、資源化推進のための担当部署を決めて、組織や体制を整えること。
- ⑤ ごみの減量化、資源化、あるいはごみの適正処理が行われているかを定期的に点検し、自己処理、又は許可業者への委託等について、必要に応じて見直しを行うこと。

(2) 事業系一般廃棄物減量計画書

下記の注意事項に沿って、各項目を記載してください。

注意事項

【表面】

- ・ 建築物の用途の欄は、階段、廊下、ロビー等の共用部分は除いてください。（困難な場合は、その旨を記入してください）
- ・ 発生量、ごみ処分量及び資源化量は、キログラム単位で記入してください。
- ・ 自己処理している場合は、ごみ処分量の欄に記入してください。
- ・ 資源化率は、%で小数点第2位まで記入してください。（小数点第3位以下四捨五入）
- ・ その他の紙とは、1～4以外で、ちり紙、カーボン紙、紙コップ等、再利用できない紙のことです。

- ・ 令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）までの取り組み実績、及び令和8年度にごみ減量のために実施を計画していることについて、具体的に記入し、用紙が不足する場合は別紙に記載のうえ添付してください。

【裏面】

- ・ 建築物管理会社の欄には、清掃業務の委託先を記載してください。
- ・ 資源回収業者の欄は、品目別に記載してください。また、業者が回収に来る場合だけでなく、自ら持ち込みする場合も、持ち込み先の業者名を記載してください。数値は、令和7年度の実績を「kg／年」もしくは「t／年」で記載してください。
- ・ 一般廃棄物処理業者の欄には、事業系一般廃棄物の収集運搬を委託している業者名等を品目別に記載してください。数値は、令和7年度の実績を「kg／年」もしくは「t／年」で記載してください。
- ・ 産業廃棄物処理業者の欄には、産業廃棄物の収集運搬を委託している業者名等を品目別に記載してください。数値は、令和7年度の実績を「kg／年」もしくは「t／年」で記載してください。
- ・ 自己処理を行っている場合は、その方式及び令和7年度処理実績を「kg／年」で記載してください。
- ・ 建物内の事業者名簿は、テナントビル等で当該建物内に複数の事業者がある場合は漏れなく記載し、再生紙利用の有無やシュレッダー使用の有無についても個別に確認し記載してください。

3 提出について

(1) 提出期限 令和8年12月25日(金)

(2) 提出先 〒871-0007
中津市大字蛸瀬 1366 番地 3 (中津市クリーンプラザ)
中津市 企画市民環境部 清掃管理課管理係
担当：藤本・前田
電話：0979-24-8527 0979-24-5374
ファックス：0979-26-1950
Eメール：
seisoukanri@city.nakatsu.lg.jp

(3) 提出方法
次の①、②のいずれかの方法で提出してください。

- ① Eメールにて、電子データで提出
- ② 郵送又は持参にて提出

(4) 備考

- ① 提出書類については、いずれも代表者印等の押印は不要です。
- ② 中津市ホームページ内に、提出書類作成用のデータを掲載しますので、必要に応じて御利用ください。

URL : <https://www.city-nakatsu.jp/doc/2026103000011/>
二次元コード：

